お知らせ



平成 28 年 5 月 30 日

同時資料提供先

広島県政記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、島根県政記者会、浜田記者クラブ、 益田記者クラブ、山口県政記者クラブ、山口県政記者会、山口建政滝町記者クラブ、防府記者クラブ、 防府市政クラブ

## 高津川水系及び佐波川水系における想定最大規模の降雨による

## 洪水浸水想定区域等の公表について

~的確な避難行動につながる防災情報の周知~

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携して、 ハード・ソフトー体となった減災の取組を進めているところです。

減災の取組の一環として、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な 避難に役立つよう、高津川水系及び佐波川水系において、想定最大規模の降雨による洪水 浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を公表しました。

平成 27 年の水防法改正を踏まえ、これまでの洪水浸水想定区域<sup>※1</sup>を見直し、公表しました。 洪水浸水想定区域等をご覧になるには、中国地方整備局河川部水災害予報センター、浜田河川国道 事務所(高津川水系のみ)及び山口河川国道事務所(佐波川水系のみ)において縦覧しているほか、 ホームページ(URL は以下に記載)で公表しておりますのでご参照ください。

高津川水系 <u>http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/bousai/sinsuisoutei/takatugawa/index.html</u> 佐波川水系 <u>http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/river/flooding.html</u> 【効果】

今回の公表では、想定し得る最大規模の洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、家屋 倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域<sup>※2</sup>も公表 しています。これらの情報により、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な 避難の取り組みが進むことが期待されます。

※1 洪水浸水想定区域とは

水防法第14条第1項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される 区域です。

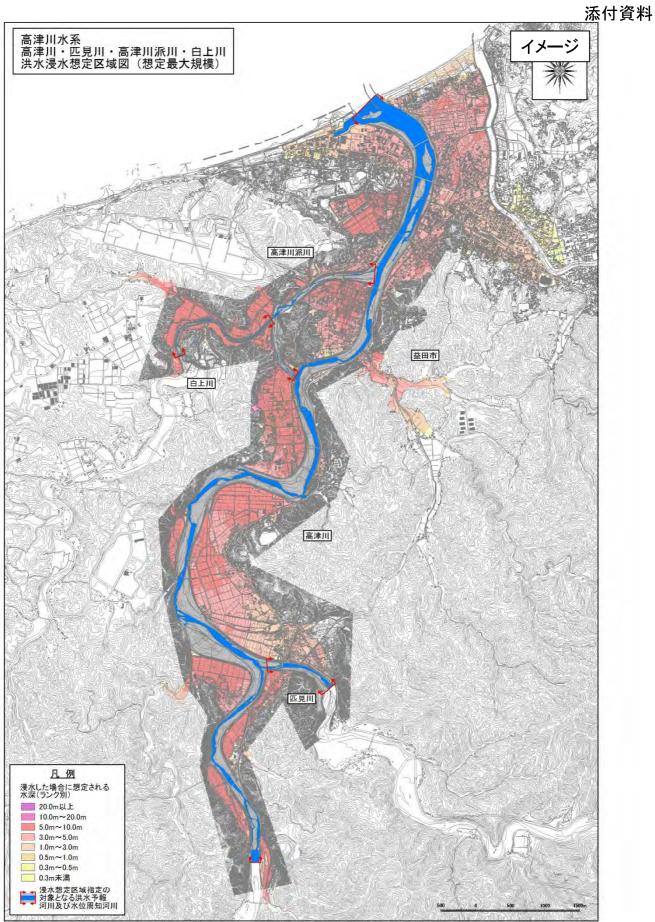
※2 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

一定の条件下において、家屋の倒壊 · 流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫 流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

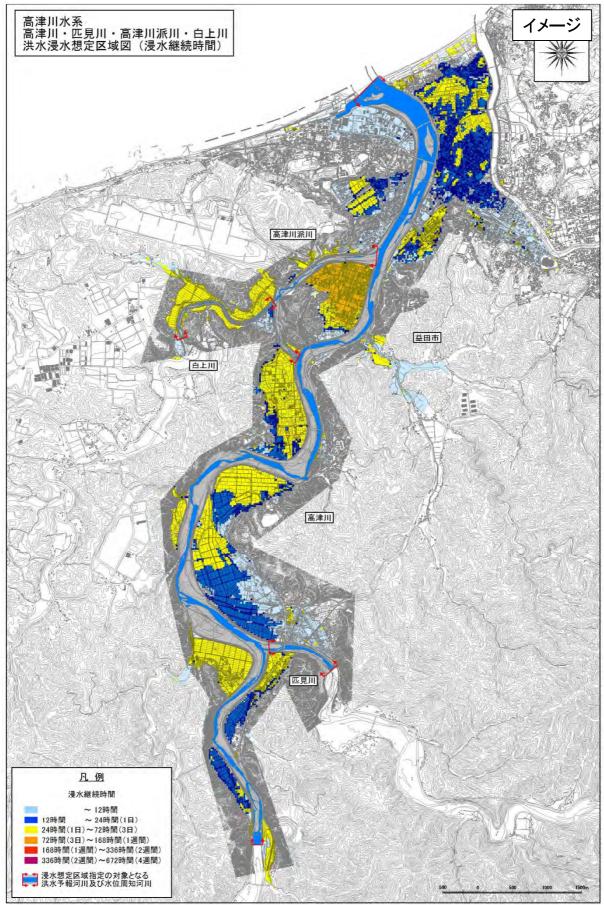
添付資料:高津川水系及び佐波川水系洪水浸水想定区域図(イメージ)

参考資料:洪水浸水想定区域等について

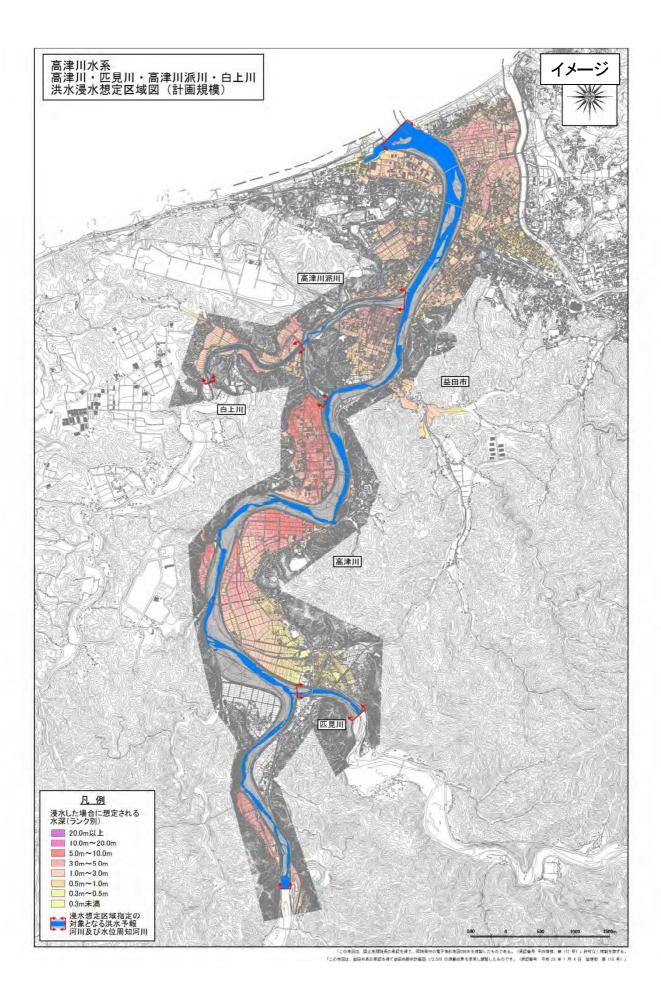
く問い合わせ先>
国土交通省 中国地方整備局 電話番号 平日昼間 (082)221-9231(代表)
【全般】水災害予報センター 水災害予報センター長 <sup>みちなか</sup> <sup>みつぎ</sup> 道中  貢 (内線 3851)
水災害対策専門官 村松 清 (内線 3522)
【高津川水系】浜田河川国道事務所 電話番号 平日昼間 (0855)22-2480(代表)
副所長 野元 俊秀 (内線 204)
ほそだ いい はな  はし お  ほそだ いい は お  細田 佳男 (内線 406)
【佐波川水系】山口河川国道事務所 電話番号 平日昼間 (0835)22-1785(代表)
副所長 友沢 晋一 (内線 204)
建設専門官 杉村 貴志 (内線 409)
<広報担当窓口>
国土交通省の中国地方整備局の電話番号の平日昼間(082)221-9231(代表)
広報広聴対策官
↓ 企画部 環境調整官    松本 治男 (内線 3114)

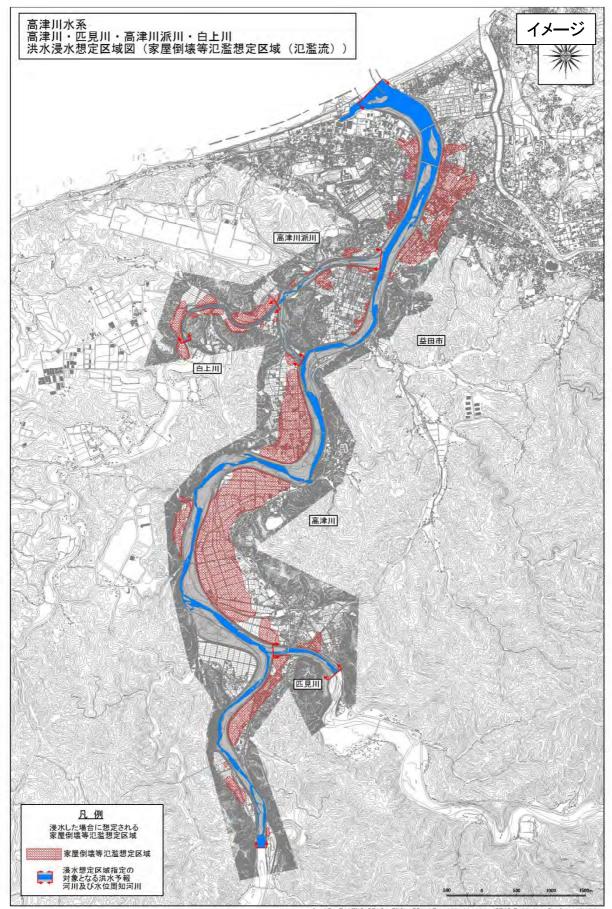


「この地図は、国土地理探索の承認を得て、国務発行の電子地制地図2000を推動したものである。(凝認毎号 平23推構、第 112 号)」許可なく推動を高する。 「この地図は、国田市長の承認を得て国田市都市計画図 1/2,500 の満量成果を使用し調整したものです。(集読毎号 平成 20 年)月4日 顕微師 第 110 号)」

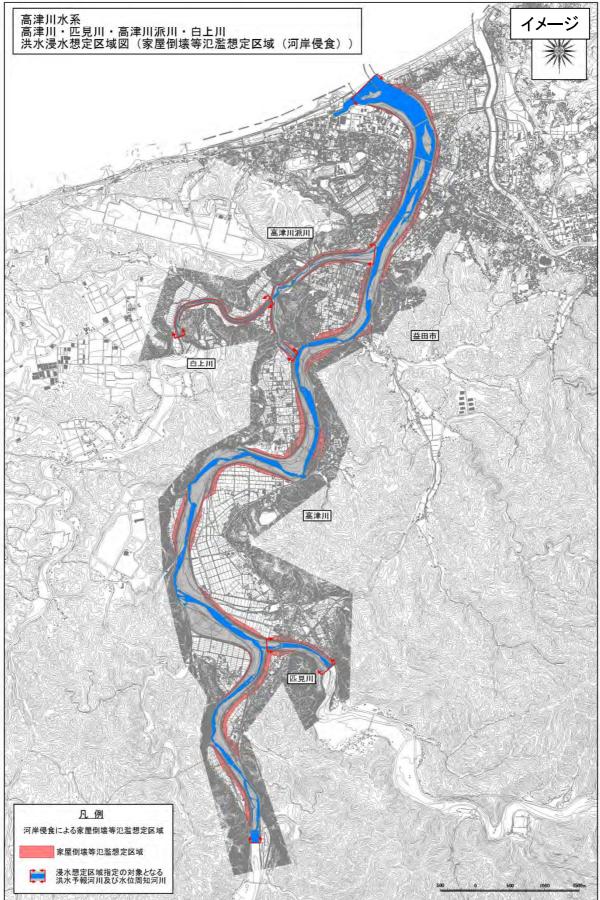


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、国际発行の電子地形地図2000を推製したものである。(承認毎号 平30指標、第 112 号)」許可なく推製を頂する。 「この地図は、誕日市長の承認を得て誕田市都市計画図 1/2.500 の測量成果を使用し誘題したものです。(承認毎号 平成 28 年 1 月 4 日 益速都 第 110 号)」

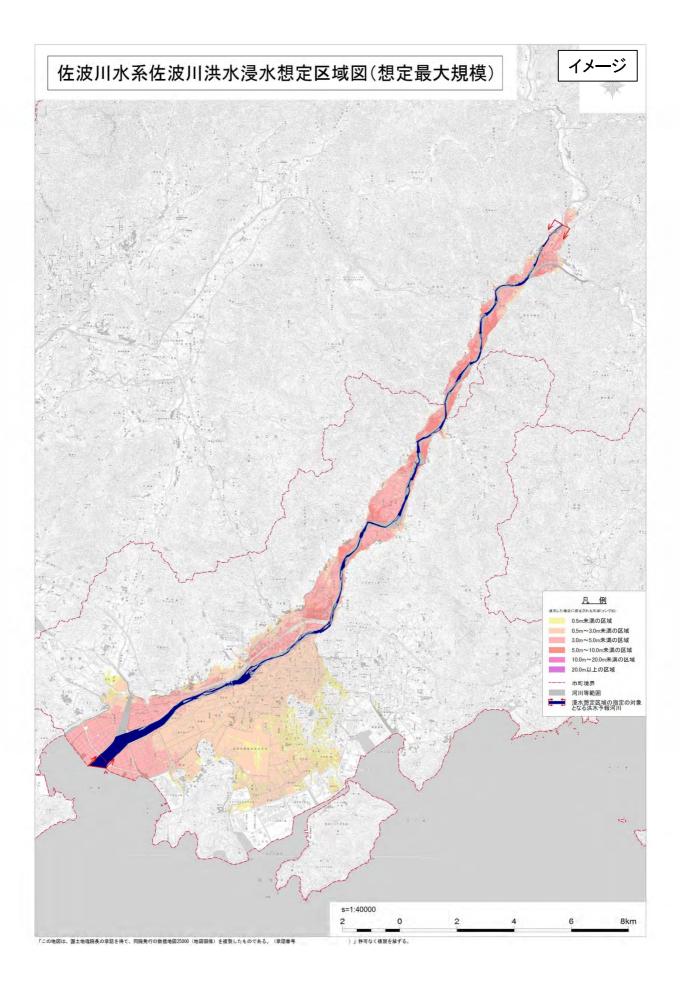


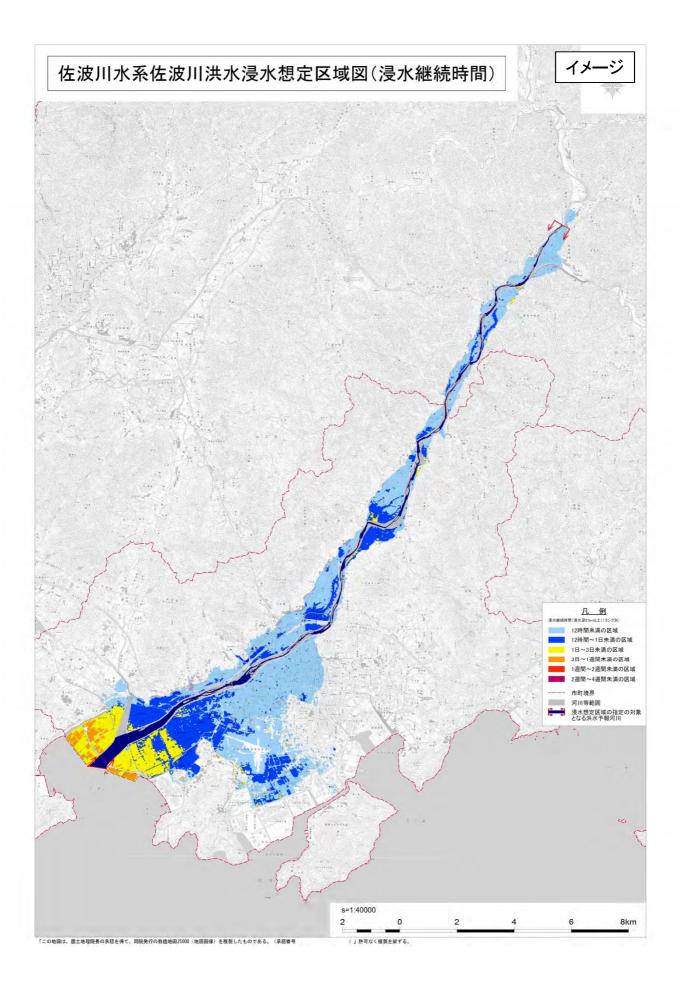


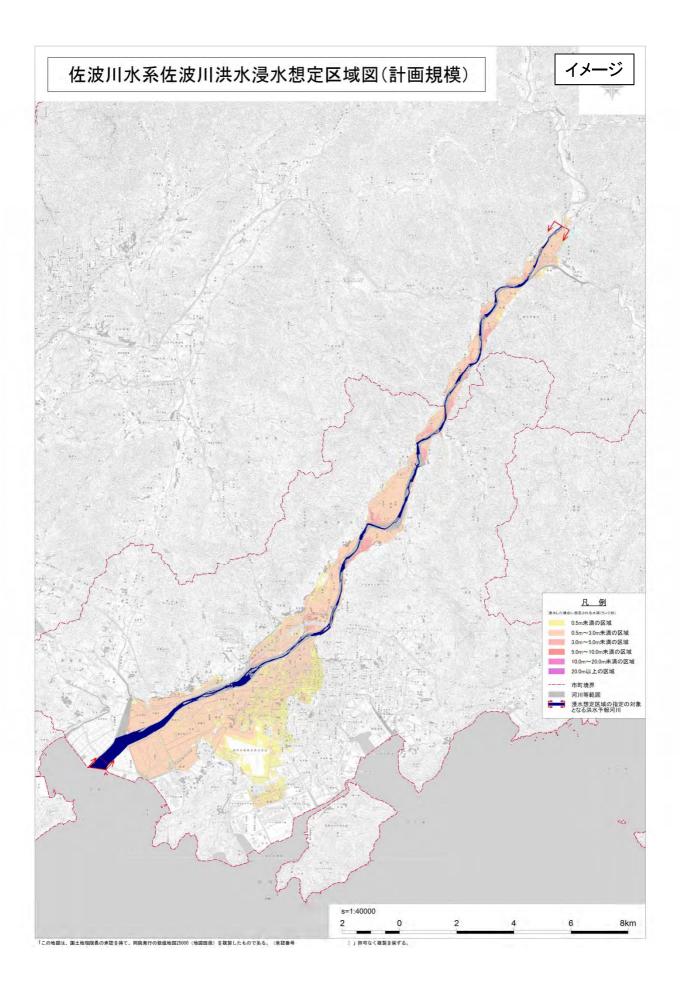
「この地図は、国土地部長所の東辺を得て、同発発行の電子地形地図2000を営動したものである。(発露番号 干分時間、第 112 号)」許可なく営動を加する。 「この地図は、国田舟長の東辺を得て国田仲都市計画図 1/2.500 の漫量成果を使用し調整したものです。(発掘番号 平成 28 年 1 月 4 日 望穂都 第 110 号)」

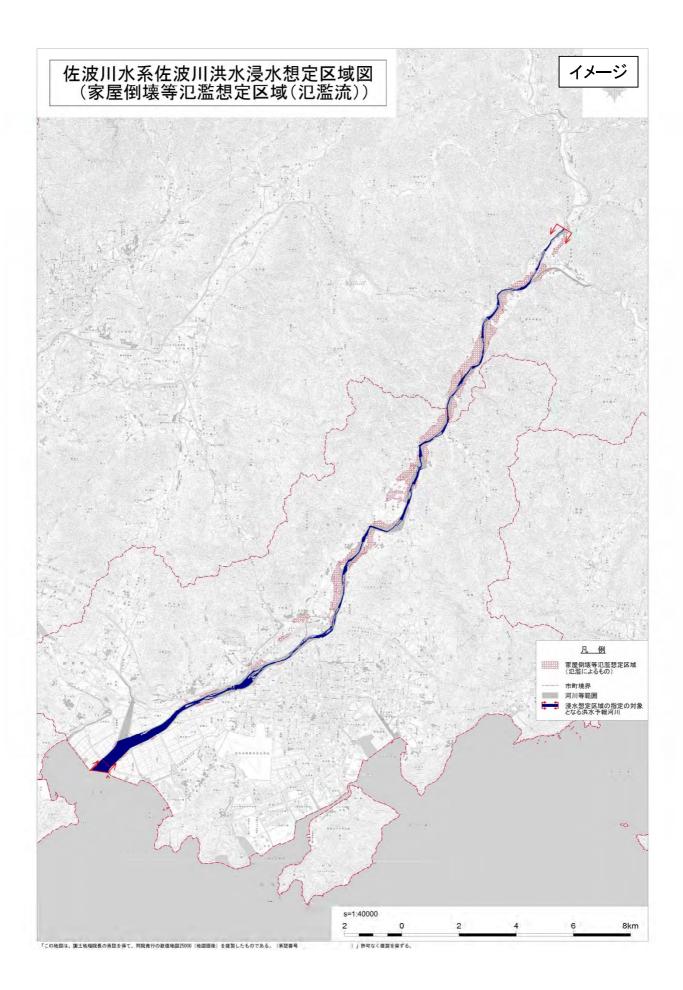


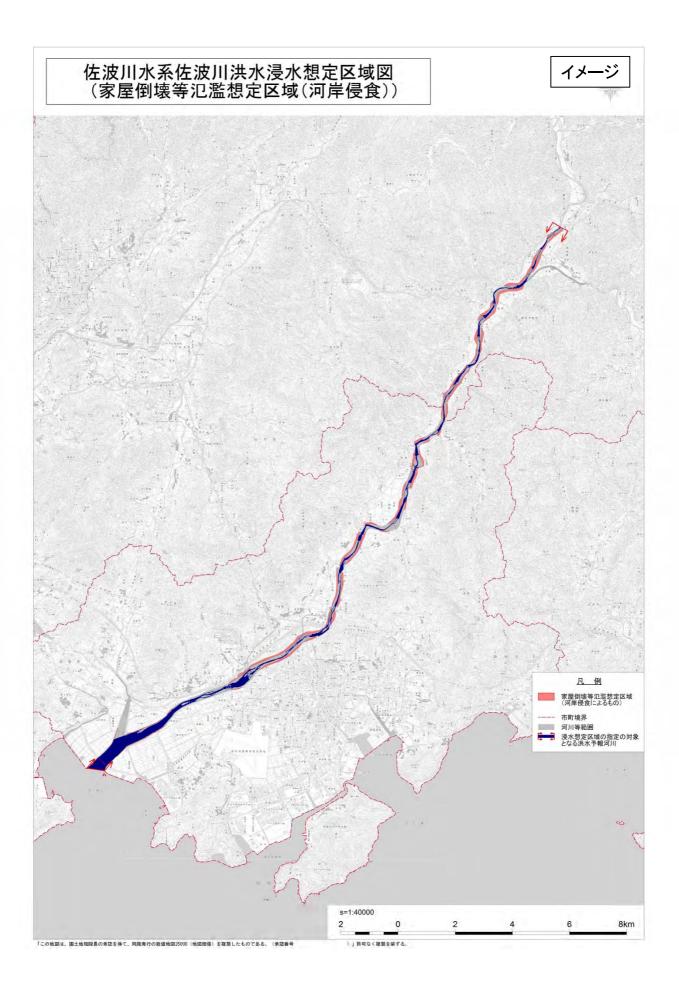
「この地図は、国土地理役長の承認を得て、同院発行の電子地別地図2010を推製したものである。(発記毎号 平201機構、第112 号)」許可な(推製を置する。 「この地図は、副田市長の承認を得て副田市都市計画図1/2.500 の測量成果を使用し講習したものです。(連記毎号 平成28 年1月4日 益時都 第110号)」













## 洪水浸水想定区域等についた



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

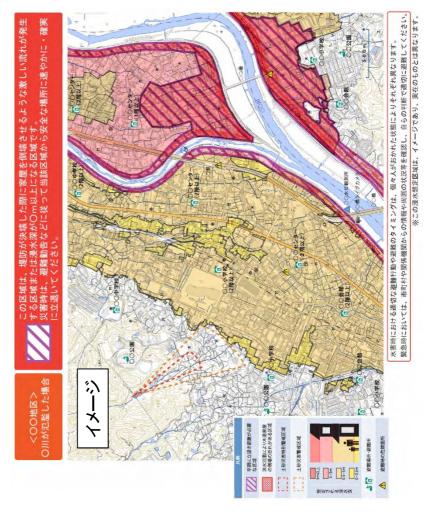


这
定区
割割
氾
<b>壊</b> 等
屋倒
家

○家屋倒壊等氾濫想定区域設定の必要性

洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲で、洪水時における屋内安 全確保(垂直避難)の適否の判断等に用いる

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、 木造家屋の倒壊のおそれがある区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- ・洪水時の河岸侵食により、
- 木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域



## 浸水継続時間

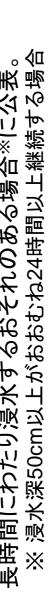
O浸水継続時間

- 浸水維続時間

澎大滨 (m)

> 上回る時間の目安を示すものであり、立ち退き避難(水平避難) 浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を の要否の判断や企業等の自衛水防に有効な情報となる。 長時間にわたり浸水するおそれのある場合※に公表。

0.5



時間(分)

